

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日まで当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

- 令和 8 年 (チ) 第 2 号
千葉県匝根市八日市場イ1999番地
申立人 千葉県匝根土木事務所長 西潟 敬幸
住所・居所 不明
(別紙)物件目録 1 の不動産登記記録上の住所) 旭市二の1379番地 2
(別紙)物件目録 2 及び同 3 の不動産登記記録上の住所) 旭市イの1729番地 1
所有者・共有者 株式会社富士ホーム
届出期間満了日 令和 8 年 8 月 17 日
令和 8 年 6 月 17 日
千葉県地方裁判所八日市場支部
(別紙)物 件 目 録
1 所在 匝根市野手字馬場
地番 1516番20
地目 宅地
地積 251.69平方メートル
2 所在 匝根市上谷中字稲荷前
地番 973番8
地目 宅地
地積 71.47平方メートル
不明共有者の共有持分 71.47分の1
3 所在 旭市西足洗字高城
地番 3113番6
地目 宅地
地積 15.25平方メートル
不明共有者の共有持分 5分の2
令和 8 年 (チ) 第 2 0 3 1 号
大阪府枚方市香里ヶ丘10丁目3468番の28
申立人 T H 土地開発株式会社
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 大阪府河内長野市市町1415番地12千代田団地9棟201方
所有者 池田 平一
届出期間満了日 令和 8 年 8 月 18 日
令和 8 年 6 月 17 日
大阪地方裁判所

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日まで当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

- 令和 8 年 (チ) 第 8 号
京都府木津川市山城町上狛学校 1 7
申立人 城野 靖士
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 京都府相楽郡上狛町字坤町 9 番地
所有者 亡藤木富藏相続財産
届出期間満了日 令和 8 年 8 月 1 4 日
令和 8 年 6 月 1 7 日
京都府地方裁判所第 5 民事部
(別紙)物 件 目 録
(主である建物の表示)
所在 木津川市山城町上狛坤町 9 番地
家屋番号 5 2 9 番
種類 店舗
構造 木造瓦葺 2 階建
床面積 1 階 2 9 . 4 2 平方メートル
2 階 2 9 . 4 2 平方メートル
(附属建物の表示)
符号 1
種類 物置
構造 木造瓦葺平家建
床面積 2 0 . 4 9 平方メートル
合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和 8 年 4 月 9 日
掲載頁 七十頁 (号外第八十四号)
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和 8 年 4 月 9 日
掲載頁 七十二頁 (号外第八十四号)

- 令和 8 年 7 月 1 日
東京都千代田区丸の内一丁目九番二号
(甲) インテグラル投資株式会社
代表取締役 山本礼二郎
東京都千代田区丸の内一丁目九番二号
(乙) インテグラル投資アルファ株式会社
代表取締役 山本礼二郎

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。効力発生日は令和 8 年 10 月 1 日であり、両社の株主総会の承認決議は令和 8 年 5 月 26 日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和 8 年 6 月 25 日
掲載頁 一六八頁 (号外第一四〇号)
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和 8 年 6 月 25 日
掲載頁 一六九頁 (号外第一四〇号)

- 東京都市港区海岸一丁目一〇番三〇号
(甲) 株式会社ヤクルトアセットマネジ
メント
代表取締役社長 星子 秀章
東京都港区海岸一丁目一〇番三〇号
(乙) 株式会社ヤクルトライフサービス
代表取締役社長 若林 宏

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲・乙) <https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp>
令和 8 年 7 月 1 日
石川県白山市松本町二五二二番地
(甲) 株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲
新潟県長岡市新産三丁目六番地一二
(乙) 株式会社スボット
代表取締役 黒井 英恭

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲・乙) <https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp>
令和 8 年 7 月 1 日
石川県白山市松本町二五二二番地
(甲) 株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲
新潟県新潟市南区鰺潟四二三番地一
(乙) 株式会社魚楽商店
代表取締役 黒井 英恭

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲・乙) <https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp>
令和 8 年 7 月 1 日
石川県白山市松本町二五二二番地
(甲) 株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲
新潟県五泉市村松一四番地一
(乙) 株式会社魚齋藤
代表取締役 黒井 英恭

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲はこの太陽光事業以外の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。
令和 8 年 7 月 1 日
群馬県高崎市江木町六〇九番地一二
(甲) 株式会社一成
代表取締役 高柳 一成
群馬県高崎市江木町六〇九番地一二
(乙) 有限会社一成
代表取締役 高柳 一成